

公益社団法人鶴見法人会

# Hot Line

2020

9

September



No.564

## 事業予定

最新の行事予定については鶴見法人会H・Pをご参照下さい。

**9月** 1日(火)  
青年部会正副部会長会議  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

**10月** 6日(火)  
青年部会正副部会長会議  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

**11月** 4日(水)  
青年部会正副部会長会議  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

8日(火)  
青年部会役員会  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

13日(火)  
青年部会役員会  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

10日(火)  
青年部会役員会  
【時間】19:00  
【場所】法人会会議室

12日(木)・13日(金)・  
16日(月)・17日(火)  
生活習慣病検診  
【時間】9:00  
【場所】ココファン横浜鶴見

## 理事会報告

7月16日(木)

法人会会議室において16名の理事が出席し開催した。

議事は、承認事項がおこなわれ、「令和2年度事業について」「事業の見直しについて」の承認をおこなった。



## 新入会員紹介

令和2年6月～令和2年7月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		代表者氏名	住所	
		電話		業種	紹介者	
潮田	(有)ユアテクス	正会員	具志堅政之	潮田町4-149-1荒井事務所201	電気工事	AIG損害保険(株)
		502-1566				
鶴見旭	(株)横浜リユーキ	正会員	武田 公一	馬場7-9-17	水道工事	AIG損害保険(株)
		710-0334				
矢向江ヶ崎	山岸経営相談所	賛助会員	山岸 次郎	矢向3-17-9	経営相談	大同生命保険(株)
		633-1630				

## 税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 令和2年9月16日(水)、11月18日(水)
- 時間 午後1時
- 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。  
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

## 鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の  
約2000社が入会

入会の  
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

## Profile



法人名: 株式会社ウィルクリーン  
役職名: 代表取締役  
氏名: 庄司 真嗣 氏  
氏名: 悠真(ユウマ) 長男  
氏名: 颯真(ソウマ) 次男  
趣味: ゴルフ  
支部: 未吉支部  
撮影場所: 自宅  
撮影: セントラルスタジオ

## INDEX

- 税務署長着任のごあいさつ……………1
- 税務署新旧幹部職員一覧表……………2
- 法人課税部門幹部紹介……………3
- 鶴見税務署からのお知らせ……………4~7
- 鶴見ガイドあれこれ:番外編 うちのアホ犬……8
- 神奈川県警からのお知らせ……………9
- 横浜市からのお知らせ……………10

募集中! 会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

## 税務署長 着任のごあいさつ



鶴見税務署長 三上 常夫

公益社団法人鶴見法人会会員の皆様におかれましては、日頃より鶴見税務署の税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度の定期人事異動により、秋田県の能代税務署から参りました三上でございます。前任の間瀬署長同様、ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、貴会におかれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として税の提言に関する事業をはじめ、税を考える週間事業として「ほうじん劇場」や青年部会よる「トレジャーハンティング in つるみ」、更には女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」など税知識の普及と納税意識の高揚に資する事業に積極的に取り組まれておられるほか、「チャリティーバザー」や「地域振興助成事業」など、地域企業の健全な発展に資する公益目的事業に長年取り組んでこられました。

これもひとえに大島会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様、並びに事務局の皆様の永年にわたるご尽力の賜物であり、そのご苦勞に対しまして心から敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年のように事業活動を積極的に行うことが困難な状況だと伺っております。まずは、ソーシャルディスタンスの確保をはじめとした基本的な感染対策の継続など、「新しい生活様式」の定着を図りつつ、一日も早くコロナウイルスの感染拡大が落ち着いて、会員の皆様の事業が平常時の状況に戻ることを祈念するばかりでございます。

国税庁におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して、確定申告期限の延長や納税猶予制度をはじめ各種特例措置を設けておりますので、随時、会員の皆様への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

ところで、私ども国税職員は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、日々誠実に税務行政に取り組んでおります。

ご案内のとおり、昨年10月の消費税率引き上げと「軽減税率制度」の実施に伴い、事業者の皆様には昨年10月以降に迎えた最初の決算期において、複数税率を適用した初めての確定申告書を作成し、申告・納付をしていただいたところでございます。

また、令和5年10月から導入されます適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を見据えて、今後も引き続き、事業者の皆様へ制度の内容を十分ご理解いただくため、関係府省庁と連携して制度の周知・広報等の各種施策を実施してまいります。

大島会長をはじめ、役員の皆様、鶴見法人会会員の皆様方には、貴会の様々な活動を通じて多大なるご支援をいただいているところでございますが、今後とも鶴見税務署の税務行政に対しまして、お力添えを賜りますようお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人鶴見法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

新任者		部門及び職名	前任者	
氏名	前任地等		氏名	転任地等
三上 常夫	仙台国税局 能代税務署 署長	署長	間瀬 由美子	退職
白土 和則	名古屋国税局 調査査察部 特別国税調査官	副署長	石津 康彦	沖縄国税事務所 徴収部 統括国税徴収官
斎藤 恵子	八王子税務署 総務課 課長	特別調査官 (法人担当)	高野 亜矢	東京国税局 総務部 税務相談室 指定相談官
工藤 憲一	(留任)	総務課長		
磯 美奈子	(留任)	管運1 統括		
堀内 勇亮	渋谷税務署 管理運営部門 統括国税徴収官	管運2 統括	千葉 泰治	退職
志野 幸秀	(留任)	管運3 統括		
浦田 宏二	(留任)	徴収統括官		
中峰 浩平	厚木税務署 個人課税部門 統括国税調査官	個人1 統括	越前 哲也	蒲田税務署 個人課税部門 統括国税調査官
瀬戸 修一	(留任)	個人2 統括		
秤 海帆子	緑税務署 個人課税部門 統括国税調査官	個人3 統括	大藤 計江	東京国税不服審判所 審判第一部 審査官
小松 裕美	世田谷税務署 資産課税部門 統括国税調査官	資産統括	瀧澤 勇一	保土ヶ谷税務署 特別国税調査官(資産) 特別国税調査官
佐藤 文雄	(留任)	法人1 統括		
日下 多佳子	鎌倉税務署 法人課税部門 統括国税調査官	法人2 統括	大月 伸美	小田原税務署 法人課税部門 統括国税調査官
大西 和之	新宿税務署 特別調査情報官	法人3 統括	笠井 信	戸塚税務署 法人課税部門 統括国税調査官
大島 純子	東京国税局 徴収部 特別整理部門 国税徴収官	総務課 課長補佐	佐藤 友子	東京国税局 課税第一部 資料調査第三課 主査
福田 裕康	蒲田税務署 個人課税部門 国税調査官	総務課 総務係長	川上 綾乃	甲府税務署 総務課 係長
天野 周士	(留任)	法人1 部門 審理上席		
吉村 隆	鶴見税務署 法人課税部門 上席国税調査官	法人1 部門 源泉審理上席	古屋 恒希	保土ヶ谷税務署 法人課税部門 上席国税調査官

## 法人課税部門幹部紹介



### 副署長 白土 和則

---

この度の人事異動で名古屋国税局調査部(出向)から鶴見税務署副署長で参りました白土でございます。前任の石津副署長同様、よろしくお願い申し上げます。

鶴見法人会の皆様におかれましては、日頃から税務行政の円滑な運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私どもは、今後更なる税務行政の効率化及び納税者利便の向上等への環境整備に積極的に取組んでまいり所存でございますので、貴会の皆様におかれましては、当署の取組みにご理解をいただき、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、公益社団法人鶴見法人会の益々の事業のご繁栄と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。



### 法人課税第1部門 統括国税調査官 佐藤 文雄

---

法人課税第1部門統括官の佐藤でございます。昨年に引き続きよろしくお願いいたします。

昨年は、さまざまな事業活動に参加させていただき、租税教育活動を通じた納税意識の高揚への取組や、各種セミナー、イベントを通じた地域振興事業に尽力されている姿に深く感銘を受けました。

本年は、コロナ禍で各種事業が制限されることと思いますが、私共もできる限りの支援をさせていただき所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。



### 法人課税第1部門 法人審理担当上席 天野 周士

---

鶴見税務署勤務2年目となりました。昨年度に引き続き、鶴見法人会の担当をさせていただきます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本格的な活動が制限されることが多いと思いますが、鶴見法人会会員の皆様の窓口としてお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



### 法人課税第1部門 源泉審理担当上席 吉村 隆

---

今年度から、源泉部会担当を務めさせていただきこととなりました吉村でございます。

本来でありましたら、研修会を通して皆様のお役に立てればということですが、今年はコロナの影響で、研修会も縮小せざるを得ない状況です。無事コロナも縮小し、研修会等で皆様とお会いできる日を心待ちにしております。一年間よろしくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症の影響により

## 納税が困難な方には猶予制度があります

### 税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

#### ○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

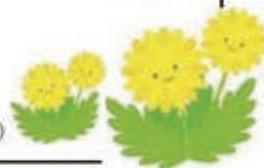
お気軽にお電話で  
ご相談ください！  
（納期限前から相談できます）

### 税務署において所定の審査を早期に行います。

#### ○ 猶予が認められると・・・

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。

令和2年7月

 国税庁

猶予制度の詳細はこちら



## 個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

### (ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### (ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

### (ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額

### (ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

税務署において所定の審査を早期に行います。

## ○ 猶予が認められると...

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(納税の猶予：国税通則法第46条)

## 納税の猶予に、更に有利な『特例(特例猶予)』が創設されました！

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、納税の猶予の特例(特例猶予)が創設されました。
- 特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。  
ただし、特例猶予を受けるためには、納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です(注)。
- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

(納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条)





整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

# 〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地						① 申請年月日	令和 年 月 日		
	電話番号 ( )	携帯電話 ( )					高 税 務 署 印 通 信 日 付 印 申 請 番 号 処 理 年 月 日			
	氏名称	印								
	法人番号									
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
			・	円	円	円	円	円		
			・			・		・		
			・			・		・		
			・			・		・		
	合 計		イ	ロ	ハ	ニ	ホ			
②イ～ホの合計			③現在納付可能資金額			④猶予を受けようとする金額(②-③)				
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記										
一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細 猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :										
⑤ 納付計画	年月日	納付金額		年月日	納付金額		年月日	納付金額		
	令和	円		令和	円		令和	円		
	令和	円		令和	円		令和	円		
	令和	円		令和	円		令和	円		
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記										
猶予期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間								
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日 換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日										
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情							

税理士署名押印	印
(電話番号 - - )	
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有	

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

## 【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、書類の提出をお願いすることがありますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭により伺います。

**納税換価の猶予申請書**

東京 税務署長殿

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第2項第5号(第5号の場合、第4号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒XXXX-XXXX 〇〇市△△町×-×-× 電話番号〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話〇〇〇(△△△△)××××		①申請年月日	令和2年4月20日
	氏名称	国税 太郎 (国税)		②申請書印	
	法人番号			③申請書番号	
				④受理年月日	

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
令和	申告所得税	2・4・16	250,000	—	要	—	—	令和元年分
合計			250,000					

猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。  
※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。

②イ〜ホの合計	250,000	③現在納付可能資金額	0	④猶予を受けようとする金額(②-③)	250,000
---------	---------	------------	---	--------------------	---------

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記  
すぐに納付できる額を記載してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2月22日頃から予約のキャンセルが相次ぎ、売上が減少し、納税資金を捻出することが困難である。銀行借入(毎月10万円)も返済を猶予してもらっている。

売上や利益が減少している場合は、昨年からの程度減少したか記載していただくと、早期の審査が可能です。

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)： 昨年の2月〜3月の売上は、月平均600万円だが、今年は、月平均250万円である。

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和2.4.30	0円	令和2.8.31	0円	令和2.12.31	10,000円
令和2.5.31	0円	令和2.9.30	10,000円	令和3.1.31	30,000円
令和2.6.30	0円	令和2.10.31	20,000円	令和3.2.28	20,000円
令和2.7.31	0円	令和2.11.30	0円	令和3.3.31	160,000円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記  
すぐに納付計画を策定するのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

納付する額は「④猶予を受けようとする金額」に一致します。

猶予期間 令和2年4月20日から令和3年3月31日まで 12月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日  
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日換算の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の日

猶予期間は1年以内です。

担保  有 担保財産の詳細又は  無 提供できない特別の事情

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。  
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- 書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
  - 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
  - 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。

うちの末っ子であるアホ犬はこの春で14歳になった。人間で言うと後期高齢者扱いである。左目に数年前に腫瘍が見つかり転移の恐れもあると主治医に言われ摘出、それ以降片目の生活である。本人に言わせるとさほど日々の生活に影響は無いが、たまに振り向くような動きをする際、鼻頭を物にぶつける事がある。摘出直後は痛々しかったが現在ではこの片目も愛嬌の一つ、個性と言え無くも無い。親の私に言わせると胆石になり開腹手術、足に大きなコブが出来て摘出手術、散歩の途中でゴムボールを飲み込んで緊急手術。その他にも心臓肥大の傾向があるからと高額の常用薬剤費や、定期的な健康診断など金が掛かってしょうがない。

生後すぐに末娘として私のところに来た…いや、正確に言うと私の長女が欲しがり女房が承認した。若い頃にシェパードを飼っていた私は犬を育てて一緒に時間を過ごす事の充実感は知っていたが、それと共に飼育に掛かる手間、お金、時間そしてストレスや不便さも理解していた。初めて犬を飼う人はそこら辺の経験が無い為、まず「カワイイ〜♡」が最優先される事となる。よって犬との生活が慣れてくるとつい犬に対しておおざっぱになってくるのである。とくにうちのアホ犬は結構我が儘なところが見受けられ、女房や娘を自分より階級の下自分の面倒をみる家政婦と判断している傾向がある。だから言う事を聞かないのである。要するにうちのアホ犬は私の言う事しか聞かないので、私の犬となったのである。

名前はモヤ(母屋)。家の屋根を構成している下地材の名称で、ハリー(梁)にするかドダイ(土台)はどうかと数種の私が提示した候補の中から家族で決めた。建築屋の私には、縁の下の力持ちがいかに大事なのかを再確認し、それになって欲しかったのである。もっともこれは十分に役目を果たしている。成長してからは私の会社社屋の専属防犯担当として24時間体制で夜は一人で防犯

業務に従事している。私の日頃のあらゆる不平不満を常に尻尾を振りながら聞いてくれるのもモヤである。特筆すべき最高なところは、この不平不満を女房には決して告げ口しないところであろうか。

一緒にペット可のホテルを選び旅行にも行ったし、親父の逝った時には一緒に泣いてくれた。会社で徹夜の仕事の際には足元で寝ながら応援してくれるし、寒い冬には温かい足置きとして我慢してくれる。昔、私が幼い頃に一緒にいたスピッツや、前述したシェパードも仲良く過ごして来たが、モヤは別格に私の日常となっているのである。

このモヤが昨年10月の中頃から体調が優れない。兎に角何でも食べる末娘が、あまりおやつを欲しない時が増えて来た。当然医者にも連れて行ったがざっくり言うと年齢的なものであるらしい。年末あたりにテンカンの症状が2、3度有り、それ以降は日替わりで元気のある時や無い時が訪れている。お腹に水が溜まってしまい、主治医がその水を抜きながら「半年から9ヶ月位かな…」と何気に言った。根拠も前振りも無く「そんな事は無いですよ…」と即答した。

我が社のHPIにはペット共生の家造りのコーナーが有りモヤがモデルとして写っているし、防犯上の対策も棚に置けないで困る。

生き物である以上永遠の物では無いがもう少し居てくれないと困る。私の愚痴が独り言になってしまうのは本当に困る。

主治医に「半年から…」と言われてから10ヶ月程度経つ。毎週お腹に溜まった水は抜きに行くし、一日の8割方は転がって過ごしている。最近は飛び込みで訪れる営業マンが来て転がったままで吠えもしない。でも、ついさっき、老犬用のビスケットを欲しがり私の足元にゆっくりやって来た…。うちのアホ犬、何とか何とか無理してでも、可能な限り長く一緒に居て欲しい。



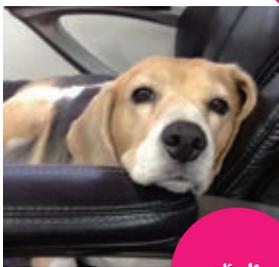
来た頃



若き頃



生意気盛り



成犬



熟犬



初老犬



老犬

広報委員：菱田 恒三

# 「キャッシュカード」に「ハサミ」で 「切り込み」は「サギ!!」

**1**

警察です。あなたのキャッシュカードが悪用されています。これからご自宅に伺います。

**2**

被害者宅

このカードを証拠品としてお預かりします。

**3**

カードを使えなくするため、ハサミで切り込みを入れます。新しいカードを、後日送ります。

**4**

後日

お金がない!?

¥3000000  
¥0

だまされた!



犯人は、ハサミで切り込みを入れ、使えなくなったと安心させてだまし取るぞ！  
被害にあわないためには、留守番電話に設定するか、迷惑電話防止の機能が付いた電話機が有効だ！！

POLICE

神奈川県警察

POLICE

## 横浜市からのお知らせ

### 【口座振替をおすすめします】

口座振替納税は、一度お申込みいただくと、ご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動引き落しで、納税できる便利な制度です。ぜひ、ご利用ください。

#### < 対象税目 >

○ 個人市民税・県民税（普通徴収分） ○ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）○ 固定資産税（償却資産）  
本市ホームページから市税口座振替依頼書をダウンロードして郵送でお申込みいただけるほか、市内金融機関・区役所税務課の窓口へ備え付けの市税口座振替依頼書でお申込みいただけます。

詳しくは本市ホームページをご覧ください！

#### < 口座振替のお申込みに関するお問い合わせ先 >

財政局納税管理課 口座振替担当 045-671-3747（平日 8：45～17：15）

横浜市税 口座振替

検索

### 電子申告・電子納税サービス (eLTAX) について

給与支払報告書の提出については、「すべての地方公共団体」で電子申告をご利用いただけます。

電子申告では、複数の地方公共団体への申告を、まとめて1回のデータ送信で行うことができます。給与支払報告書については、すべての地方公共団体で電子申告による提出が可能です。

また、PCdeskを用いて「給与支払報告書」と「源泉徴収票」を一括作成し、各市町村と税務署にそれぞれ提出することが可能です。

#### 地方税共通納税システムをぜひご利用ください！

「地方税共通納税システム」では一度の納付手続きで複数の地方公共団体に納付ができます。全地方公共団体へ電子納税が可能になるため、大変便利です！



納税できる税金の種類は次のとおりです。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

- |           |        |                     |
|-----------|--------|---------------------|
| ①法人都道府県民税 | ②法人事業税 | ③地方法人特別税            |
| ④法人市町村民税  | ⑤事業所税  | ⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分) |

#### eLTAX 全般に関する利用手続の詳細は…eLTAX ヘルプデスク

電話：0570-081459（ハイシンコク）  
上記の番号が繋がらない場合：03-5500-7010  
受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始は除く。）  
ホームページ：http://www.eltax.jp/

エルタックス

検索



### 【新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する市税の猶予制度】

新型コロナウイルスの影響により、納税が困難な方を対象とした徴収猶予の「特例制度」の申請を受け付けています。また、その他猶予制度（新型コロナウイルス感染症関連）もあります。

徴収猶予の「特例制度」の申請は猶予する市税の納期限までに申請書をご提出ください。

詳しい制度の内容は本市ホームページをご覧ください。

横浜市税 コロナ 猶予

検索